

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和6年12月25日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 2400382 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 2400072 号

第1 結論

請求期間について、請求者の A 市教育委員会における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 5 年 8 月 1 日から平成 7 年 9 月 1 日まで

A 市教育委員会に任命され、平成 5 年 8 月から平成 7 年 8 月まで A 市立 B 高等学校（以下「B 高校」という。）に外国語教育助手として勤務した。C 国に帰国した後、平成 12 年に再び来日し、前回と同様に A 市教育委員会に任命され、A 市立 D 高等学校（以下「D 高校」という。）に勤務した。

年金記録を確認したところ、請求期間の記録がなかったが、同じ業務に従事していた D 高校では厚生年金保険の被保険者とされているのに、請求期間は被保険者とされていないのはおかしい。請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 A 市教育委員会からの回答、同教育委員会から提出された B 高校の卒業アルバム（以下「アルバム」という。）、同僚の陳述等により、請求者は平成 5 年 8 月から平成 7 年 8 月まで B 高校に外国語教育助手として勤務していたことがうかがえる。

また、オンライン記録及び事業所番号等索引簿により、請求者が B 高校に勤務していたとする期間において、A 市教育委員会に係る厚生年金保険の適用事業所として「A 市教育委員会（事業所記号 E）」（以下「事業所①」という。）が確認でき、当該事業所は平成 5 年 4 月 1 日に適用事業所となっている。

しかしながら、オンライン記録により事業所①で厚生年金保険の被保険者資格を取得している者を確認したところ、請求期間に被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名はなく、整理番号は連番であり記録が欠落した形跡もない。

また、社会保険オンラインシステムにより、アルバムに掲載されている請求者の氏名を含む複数の読み方及び複数の組み合わせによる氏名で検索を行ったが、現在の請求者に係る厚生年金保険の被保険者記録（平成 12 年以降の脱退一時金として支給済みである記録）のほ

かに、請求者のものと確認又は推認できる記録はない。

なお、A市教育委員会は、請求者から提出されたアルバムに「旧職員」として掲載されている外国人女性は請求者の前任者であり、B高校における労働時間及び社会保険に関する取扱いは請求者と同じであったと回答していることから、社会保険オンラインシステムにより、アルバムに掲載されている当該前任者の氏名を含む複数の氏名で検索を行ったが、当該前任者に係る厚生年金保険の被保険者記録も確認できない。

- 2 一方、オンライン記録及び事業所番号等索引簿により、請求者がD高校に勤務していたとする期間において、A市教育委員会に係る厚生年金保険の適用事業所として前述の事業所①に加え、「A市教育委員会（事業所記号F）」（以下「事業所②」という。）が確認できるところ、オンライン記録により、請求者はD高校に勤務していたとする期間に事業所②で厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できるほか、事業所②における厚生年金保険の被保険者には外国人と考えられる氏名が多数確認できる。

上記に関連し、A市教育委員会の事務担当者は、職種により被保険者を管轄する部署及び被保険者となる厚生年金保険の適用事業所が異なり、事業所①は同教育委員会G課が管轄し、対象となる職種は学校の「用務員」、「給食の調理員」等であり、事業所②は同教育委員会H課が管轄し、対象となる職種は「外国語教育助手」、「学校司書」等である旨陳述している。

また、A市教育委員会は、請求期間当時に同教育委員会に勤務していた担当者に聴取した内容として、外国語教育助手は当初、国民健康保険に加入する取扱いであり、正確な時期は不明であるが、その後しばらくしてから社会保険（厚生年金保険及び健康保険）に加入する取扱いになった旨回答しているところ、オンライン記録及び事業所番号等索引簿によると、事業所②が厚生年金保険の適用事業所となったのは、請求期間より後の平成9年4月1日であり、請求期間においては厚生年金保険の適用事業所となっていない。

- 3 A市教育委員会は、請求期間に係る請求者の給与の支払及び給与からの厚生年金保険料控除が確認できる資料はないと回答しており、このほかに請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間に請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。